第四十二条の三第三項	よる納税	よる徴収
第五十一条第一号	年度及び税目	名称その他の共定する事項

を

の他の共助対象外国租税を特事項

に改める。

助対象外国租税を特

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十四号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第五十五条第四項並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第二条第六号イからニまで及び第四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「は、」の下に「国内にある」を加え、同項第三号中「建設作業等」を「長期建設工事等」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「建設作業場」を「長期建設工事現場等」に、「建設作業等（」を「長期建設工事等（」に、「いい、当該」を「いい」に、「当該建設作業等を含む」を「長期建設工事等を含む。第六項において同じ」に改め、同条第五項中「は、」の下に「国内において」を加え、「のために」を「に代わつて」に、「関し」を「関し、当該外国居住者等の名において」に、「以下この項」を「当該者の国内における当該外国居住者等に代わつて行う活動が、第五項第一号から第四号までに掲げる活動のいずれかのみである場合又は当該外国居住者等の事業の遂行にとつて同項第五号に規定する活動以外の活動若しくは同項第六号に規定する活動を組み合わせた活動に相当する活動のみである場合における当該者を除く。次項」に、「いい、次に掲げる者に該当する者を除く」を「いう」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「次に掲げる場所（」を削り、「が第一号イからニまでに掲げるいずれかの活動、第二号に規定する活動又は第三号に規定する複数の活動のみを行う場合におけるこれらの」を「の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所（当該各号に掲げる」に、「及び前二項」を「並びに第二項及び前項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該外国居住者等に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること　当該施設

二　当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること　当該保有することのみを行う場所

三　当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること　当該保有することのみを行う場所

四　その事業（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用人等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること　当該場所

五　その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動（その事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものに限る。）を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること　当該場所

六　第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動（第一項各号に掲げる場所における当該活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものに限る。）を行うことのみを目的として、当該場所を保有すること　当該場所

第四条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　外国居住者等が長期建設工事現場等又は役務提供場所を有する場合には、当該長期建設工事現場等又は当該役務提供場所は前項第四号から第六号までに規定する第一項各号に掲げる場所とみなして、前項の規定を適用する。

第四条第三項中「いい、当該」を「いい」に、「当該特定役務提供を含む」を「特定役務提供を含む。第六項において同じ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、二以上に分割をして建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下この項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の外国居住者等の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が六月を超えて行われないこととなつたとき（当該契約分割後建設工事等を行う場所（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととすることが当該外国居住者等又はその関係者による当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が六月を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間（当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

8　国内において外国居住者等に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該外国居住者等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人に含まれないものとする。

第六条第一項及び第二項中「第五条」を「第四条の二」に改める。

第七条第一項第四号ロ中「同条第九号」を「同条第八号」に改め、同条第二項中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第七条第二項第三号」を「第七条第二項第二号」に改める。

第十条第一項中「第二条第九号」を「第二条第八号」に改める。

別表の備考第一号中「二重課税防止」を「二重課税の回避又は脱税の防止」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（国内事業所等の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第四条第三項（非居住者である外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下この条において同じ。）の所得税に係る部分に限る。）の規定は、非居住者であ